

新潟市就学援助事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条並びに関係法令に基づき、学用品費等の必要な費用の援助を与えることにより、小学校、中学校及び中等教育学校前期課程における義務教育の円滑な遂行に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることができる者は、次のいずれかに該当し、次条の認定基準に該当する者とする。

- (1) 新潟市立の小学校、中学校及び中等教育学校前期課程に在学する児童生徒で、新潟市に住所を有するものの保護者
- (2) 新潟市以外が設置する小学校、中学校及び中等教育学校前期課程に在学する児童生徒で、新潟市に住所を有するものの保護者
- (3) 新潟市立の小学校、中学校及び中等教育学校前期課程に在学する児童生徒で、他市町村に住所を有するものの保護者
- (4) 新潟市立の小学校または新潟市以外が設置する小学校に次年度入学予定で、新潟市に住所を有するもの（入学前に新潟市外へ転出するものを除く。）の保護者

(認定基準)

第3条 認定基準は、次の各号とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下要保護者という）
- (2) 世帯の前年中の所得額が、国が定める新潟市の前年度における生活保護基準額のうち、別表1に掲げる項目でその世帯が該当する項目の合計年額（以下「生活保護基準額」という）の1.3倍以下の者
- (3) (2)以外の者で当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - ア 生活保護法に基づく保護の停止または廃止

- イ 地方税法第295条第1項に基づく市町村民税の非課税。ただし、ひとり親または寡婦については申請時点においてひとり親世帯であること。
- ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免
- オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
- カ 国民年金法第89条および第90条に基づく国民年金の保険料の免除
- キ 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- ク 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
- ケ 生活福祉資金による貸付

(援助費目及び支給額)

第4条 前条の認定基準に応じ、援助費目は次の各号とし、それぞれ予算の範囲において援助を行う。

- (1) 要保護者にあつては、別表2及び別表3に定める費目のうち生活保護法の扶助を受けられるものを除いたものについて援助対象とする。ただし、別表2の市独自奨励費は除く。
- (2) 準要保護者のうち、第2条第1項第1号に該当する者にあつては別表2に定める費目を、第2号に該当するものにあつては別表2のうち学校給食費、医療費を除く費目を、第3号に該当するものにあつては別表2のうち学校給食費、医療費のみを、第4号に該当するものにあつては新入学児童生徒学用品費等のみを援助対象とする。

ただし、医療費を除いて、認定した者のうち、世帯の所得額が生活保護基準額の1.2倍を超える者は4分の1の額を、1.1倍を超え1.2倍以下の者は2分の1の額を、1.0倍を超え1.1倍以下の者は4分の3の額を援助する。

(申請)

第5条 この援助を受けようとする者は、学校長を通して教育委員会へ申請書（教育長が別に定めるものに限る）を提出しなければならない。

ただし、第2条第1項第4号に該当する者にあつては教育委員会へ直接提出するものとする。

(認定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは第2条に該当する者か否かについて審査を行う。

(通知)

第7条 教育委員会は、前条による審査結果について申請者に通知する。

(支給時期)

第8条 第2条に該当する者に対する援助費の支給時期は教育長が別に定める。

(返還)

第9条 教育委員会は、就学援助費の過払いが生じた場合には、これを返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

(生活保護法による生活扶助を受けている者に関する特例)

2 平成25年7月31日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、平成25年厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなす。

3 平成26年3月31日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、平成26年厚生労働省告示第136号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間は、当該者を

生活扶助等受給者とみなす。

4 平成27年3月31日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、平成27年厚生労働省告示第227号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなす。

5 平成30年9月30日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、平成30年厚生労働省告示第317号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなす。この場合において、第4条第1号中「別表第2及び第3に定める費目のうち生活保護法の扶助を受けるものを除いたもの」とあるのは、「別表第2及び第3に定める費目」と読み替えるものとする。

6 令和元年9月30日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、令和元年厚生労働省告示第66号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなす。この場合において、第4条第1号中「別表第2及び第3に定める費目のうち生活保護法の扶助を受けるものを除いたもの」とあるのは、「別表第2及び第3に定める費目」と読み替えるものとする。

7 令和2年9月30日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、令和2年厚生労働省告示第302号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準に

より算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなし、援助費目及び援助額については、なお従前の例による。

8 令和2年9月30日において現に生活保護法による生活扶助を受けている者（以下この項において「生活扶助等受給者」という。）であって、令和2年厚生労働省告示第302号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）に規定する基準により算定したならば同日後も生活扶助等受給者であった者に係る第4条第1号の規定の適用については、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、当該者を生活扶助等受給者とみなし、援助費目及び援助額については、なお従前の例による。

（認定基準に関する特例）

9 平成26年度から平成29年度の間に関し、第3条第2号の規定の適用については、「前年度」を「平成25年4月1日」とする。

10 平成30年度から令和2年度の間に関し、第3条第2号の規定の適用については、「前年度」を「平成25年8月1日」とする。

11 令和3年度から令和6年度の間に関し、第3条第2号の規定の適用については、「前年度」を「平成26年4月1日」とする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成18年度に関し、改正後の新潟市就学援助事業実施要綱第4条の規定の適用については、同条ただし書中「4分の1の額を、1.2倍を超え1.3倍以下の者は2分の1の額を、

1. 1倍を超え1.2倍以下の者は4分の3の額」とあるのは「4分の3の額」とする。

3 平成19年度に限り、改正後の新潟市就学援助事業実施要綱第4条の規定の適用について

は、同条ただし書中「4分の1の額を、1.2倍を超え1.3倍以下の者は2分の1の額を、

1.1倍を超え1.2倍以下の者は4分の3の額」とあるのは「2分の1の額を、1.2倍を超え1.3倍以下の者は4分の3の額」とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月21日から施行し、改正後の要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月27日から施行し、改正後の要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。

別表 1

費目	項 目		
生活扶助	基準生活費	居宅（第一類）	基準額
		居宅（第二類）	基準額
			冬季加算額
		期末一時扶助	居宅の額
加算	母子加算	在宅の額	
住宅扶助	家賃の実費（県が定める特別基準額を上限とする。）		
教育扶助	基準額		
	学校給食費		
	教材代（新潟市の福祉事務所が認定した額）		
	学習支援費		

別表 2

援助費目	援 助 額	
	小学校	中学校及び中等教育学校前期課程
学用品費	年額 11,630円 (月割支給)	年額 22,730円 (月割支給)
通学用品費	年額 2,270円 (月割支給)	年額 2,270円 (月割支給)
校外活動費 (泊なし)	年額 1,600円 (月割支給)	年額 2,310円 (月割支給)
生徒会費		年額 5,550円 (月割支給)
新入学児童生徒学用品費等	57,060円 (入学年度の前年度に認定されている新入学予定者に支給) 63,000円 (2月に認定されている第6学年の者に支給)	
校外活動費 (泊あり)	実費額 (限度額3,690円)	実費額 (限度額6,210円)
P T A会費	年額 3,450円 (月割支給)	年額 4,260円 (月割支給)
卒業アルバム代	年額 11,000円 (月割支給)	年額 8,800円 (月割支給)
通学交通費 (特別支援学級等)	実費額	実費額
修学旅行費	実費額	実費額
学校給食費	実費額	実費額
医療費	実費額	実費額
市独自制度奨励費	年額 4,000円 (月割支給)	年額 4,000円 (月割支給)

別表 3

援助費目	援 助 額	
	小学校	中学校及び中等教育学校前期課程
クラブ活動費	年額 2,760円 (月割支給)	年額 30,150円 (月割支給)
生徒会費	年額 4,650円 (月割支給)	